

令和4年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

群馬大学

令和5年3月

令和7年3月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	8
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	11
領域5 学生の受入に関する基準	13
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	15
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山内	進	一橋大学名誉教授
山口	宏樹	大学入試センター理事長
山本	健慈	国立大学協会参与
吉田	文	早稲田大学教授
◎山極	壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
片峰	茂	長崎市立病院機構理事長
高島	忠義	愛知県立大学名誉教授
山本	健慈	国立大学協会参与
川嶋	太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
◎土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山	和久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

阿波賀	邦夫	名古屋大学教授
片山	英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後藤	ひとみ	北海道教育大学理事
近藤	倫明	北九州市立大学特任教授
下田	憲雄	大分大学学長特命補佐
白石	小百合	横浜市立大学教授
◎高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内	啓博	公認会計士、税理士
土川	寛	名古屋大学教授
土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤	良雄	公認会計士
徳久	剛史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山	和久	名古屋大学教授
奈良間	美保	京都橘大学教授
原田	信志	熊本大学名誉教授
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢	麻理子	公認会計士
湯川	嘉津美	上智大学教授
横田	光広	宮崎大学教授

横山知行 新潟大学教授

(第2部会)

◎片峰茂 長崎市立病院機構理事長
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
清水美憲 筑波大学教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
棚橋健治 広島大学副学長
谷口功 国立高等専門学校機構理事長
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
奈良間美保 京都橘大学教授
深見公雄 放送大学高知学習センター所長
松原仁 東京大学教授
三浦浩喜 福島大学長
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山下一夫 鳴門教育大学参与
横矢直和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石田朋靖 高崎健康福祉大学長
大谷順 熊本大学理事・副学長
小川宣子 中部大学客員教授
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
加藤映子 大阪女学院大学長
齋藤一弥 筑波大学教授
佐藤信行 中央大学教授
佐藤之彦 千葉大学教授
◎高島忠義 愛知県立大学名誉教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
西村伸一 岡山大学教授
藤田佐和 高知県立大学教授
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山内進 一橋大学名誉教授

山 岡	洋	桜美林大学教授
山 中	正 紀	北海道千歳リハビリテーション大学教授
吉 井	昌 彦	神戸大学教授
米 村	千 代	千葉大学教授

(第4部会)

位 田	隆 一	国立大学協会専務理事
尾 家	祐 二	九州工業大学名誉教授
片 山	英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
塩 田	浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
高 野	和 良	九州大学教授
竹 内	啓 博	公認会計士、税理士
田 邊	政 裕	千葉大学名誉教授
土 屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤	良 雄	公認会計士
戸田山	和 久	名古屋大学教授
前 田	健 康	新潟大学教授
光 田	好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢	麻理子	公認会計士
◎山 本	健 慈	国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野	茂	山形大学教授
◎川 嶋	太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
小 湊	卓 夫	九州大学准教授
洪 井	進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田	敏 行	茨城大学教授
末 次	剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋	哲 也	大阪公立大学副学長
土 屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山	和 久	名古屋大学教授
○新 田	早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林	隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田	早 苗	千葉大学名誉教授
光 田	好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内	嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
森	利 枝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

群馬大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 医学系研究科生命医科学専攻（修士課程）及び理工学府（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。（基準 5－3）

（第三者による評価結果の活用について）

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、教育学研究科について、直近の分野別認証評価の結果をもって、各基準に係る自己評価に代えている。また、医学部医学科について、日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価の直近の評価結果をもって、各基準に係る自己評価に代えている。社会情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について）

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

（追記 令和 7 年 3 月）

基準 5－3

- 「一部の研究科等において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。」とする改善を要する点について、医学系研究科生命医科学専攻（修士課程）において令和 6 年度に改善されている。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の4学部、4研究科及び1学府を置いている。

[学士課程]

- ・ 共同教育学部（1課程：学校教育教員養成課程）
- ・ 情報学部（1学科：情報学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 理工学部（2類：物質・環境類、電子・機械類）

[大学院課程]

- ・ 教育学研究科（専門職学位課程1専攻：教育実践高度化専攻）
- ・ 社会情報学研究科（修士課程1専攻：社会情報学専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程1専攻：生命医科学専攻、博士課程1専攻：医科学専攻）
- ・ 保健学研究科（博士前期課程1専攻：保健学専攻、博士後期課程1専攻：保健学専攻）
- ・ 理工学府（博士前期課程1専攻：理工学専攻、博士後期課程1専攻：理工学専攻）

平成28年度に、メディアを通じたコミュニケーションによって社会で情報が生産・流通・加工・蓄積・活用される過程に関する知識を有し、批判的な思考・判断によって高度情報社会の課題を発見し、その解決を科学的な思考と実践的な情報処理やデータの収集・分析によって提案できる人材を養成するために、社会情報学部社会情報学科を設置している。

令和2年度に、宇都宮大学と共同で、両大学双方の専門分野の強み、特色を組み合わせた高い質と幅広い教育カリキュラムを基に、次代の地域の義務教育課程を担う教員を養成するために、共同教育学部を設置している。

令和2年度に、複雑・多様化する学校教育の課題に対応しうる高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員を養成するために、教育学研究科教育実践高度化専攻を設置している。

令和3年度に、社会情報学部と理工学部電子情報理工学科情報科学コースで行ってきた情報教育の要素を合わせ、さらに、統計基礎、データサイエンス・AI等の教育も含めた教育研究体制の構築を目指して、情報学部を設置している。また、理工学部では、分野横断的な教育を強化し、IoT技術や持続可能な社会に向けた課題解決ができる人材の育成を目指して、改組を実施している。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、学術研究院に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部には学部長、各研究科には研究科長、理工学府には理工学府長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会を置いている。各学部・研究科等の教授会は、当該組織の担当を命ぜられた教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。医学部においては、学科会議が、対応する研究科の担当を命ぜられた教授等から構成され、教授会審議事項のうち学科に関する事項等を審議している。

各教授会、学科会議は、令和3年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、共同教育学部長、情報学部長、医学系研究科長、保健学研究科長及び理工学府長、生体調節研究所長、総合情報メディアセンター長、事務局長、共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府から推薦された教授で、学長が指名したもの各1人、生体調節研究所から推薦された教授で、学長が指名したもの1人から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、理事（教育・評価担当、研究・企画担当、総務・財務担当）、国際センター長、総合情報メディアセンター長をそれぞれの領域における自己点検・評価及び改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は役員会、教育研究評議会、経営戦略本部及び大学評価室であり、その役割分担は内部質保証に関する方針に明確に定めている。

中核的な審議機関である役員会、教育研究評議会、経営戦略本部及び大学評価室は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある者によって構成されており、その構成は次のとおりである。

役員会は、（1）学長、（2）理事によって構成されている。

教育研究評議会は、（1）学長、（2）学長が指名する理事、（3）学長が指名する副学長、（4）共同教育学部長、情報学部長、医学系研究科長、保健学研究科長及び理工学府長、（5）生体調節研究所長、（6）総合情報メディアセンター長、（7）事務局長、（8）共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府から推薦された教授で、学長が指名したもの各1人、（9）生体調節研究所から推薦された教授で、学長が指名したもの1人によって構成されている。

経営戦略本部は、（1）学長、（2）学長が指名する理事、（3）その他学長が指名する者から構成されている。

大学評価室は、（1）理事のうち学長が指名する者3人、（2）総合情報メディアセンター長、（3）共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、生体調節研究所及び医学部附属病院の担当を命ぜられた教員のうち学長が氏名する者各1人、（4）総務部長、（5）その他学長が指名する者若干人によって構成されている。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

共同教育学部においては、共同教育学部長を責任者としてその質保証を行っている。

情報学部においては、情報学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部医学科においては、医学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部保健学科においては、医学部長を責任者としてその質保証を行っている。

理工学部においては、理工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

大学教育・学生支援機構においては、大学教育・学生支援機構長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学研究科においては、教育学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

社会情報学研究科においては、社会情報学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

医学系研究科においては、医学系研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

保健学研究科においては、保健学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

理工学府においては、理工学府長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般、学習環境については、理事（総務・財務担当）を責任者として施設・環境推進室が、情報設備及び附属図書館については、総合情報メディアセンター長を責任者として総合情報メディアセンター運営委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する方針によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項及び学生の就職支援については、理事（教育・評価担当）を責任者として大学教育・学生支援機構学生支援センター運営委員会が、留学生の支援については、国際センター長を責任者として国際センター国際交流委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する方針によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、理事（教育・評価担当）を責任者として大学教育・学生支援機構アドミッションセンター運営会議が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する方針によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、各教育課程の学位授与方針、教育課程方針及び学位に対する学修成果の達成水準に係る自己点検・評価及び改善実施要項に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを教育課程ごとに定める「教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項」に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、教育研究等に関する施設の内部質保証に係る実施要項、情報設備、図書館運営の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項、学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項、留学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項、学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教育方法等改善のための意見聴取実施概要を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する方針に定めている。

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2-3-1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、「学内組織の改組手続きの明確化について」（令和 3 年 9 月 22 日学長決定）により戦略企画会議、役員会、教育研究評議会等で協議又は審議し、役員会で決定することとなっている。ただし、この手続きに基づく改組等の実績はない。

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等に当たって、人事の方針、大学教員の資格に関する規則、教職員任免規則等を定め、書面審査、面接、模擬授業、講演、プレゼンテーション等を評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり、教員を採用・昇任させている。

教員業績評価実施要項を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり、教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員業績評価結果の処遇への反映に関する要項に基づき、勤勉手当の成績率の加算、業績給率の加算・減算を実施する等、別紙様式 2-5-3 のとおり、評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、教育方法に関する F D 講演会、オンライン授業 F D 研修会、新任教員セミナー・シリーズ等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり、教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、T A 等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、ハラスメント等相談対応研修、群馬大学理工学系技術部発表会、遠隔授業補助員の研修等を実施し、大学連携研

究設備ネットワーク主催の研修会・講演会、群馬県図書館協会主催の図書館（室）職員実務研修、オープンアクセスリポジトリ推進協会主催の学術コミュニケーションセミナー等に参加させるなど、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項、法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、内部統制に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する職員、国立大学法人群馬大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、国立大学法人群馬大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものにより構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護及びハラスメント防止は総務部、安全保障輸出管理及び動物実験は研究推進部、生命倫理は附属病院臨床試験部及び昭和地区事務部総務課が責任部署となっている。

危機管理として、危機管理体制全体、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。危機管理体制全体は総務部、防火・防災は総務部及び施設運営部、情報セキュリティは研究推進部、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は財務部及び研究推進部、学生危機対応は学務部が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 382 人、非常勤 179 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が大学評価室、大学教育・学生支援機構会議、施設・環境推進室、研究・産学連携推進機構会議等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、情報セキュリティ講習会 (3,544 人参加)、ハラスメント防止講座 (2,672 人参加)、新規採用職員・若手職員研修 (119 人参加) 等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人 (常勤 1 人、非常勤 1 人) を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り定期監査及び臨時監査を行っている。監査室長は、内部監査計画を作成し、監査終了後は、内部監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、学長と意見交換を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を求める事項のうち各教員が有する学位について、

自己評価書提出時点には、一部の教員については公表されていなかったが、令和4年11月までに教員が有する学位の公表状況を確認し全教員の学位を公表する体制を整備している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

荒牧キャンパス（前橋市荒牧町）、昭和キャンパス（同市昭和町）、桐生キャンパス（桐生市天神町）、太田キャンパス（太田市本町）の4キャンパスを有し、その校地面積は計 477,521 m²、校舎等の施設面積は計 153,601 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、医学部及び理工学部では、1年次は主に荒牧キャンパスで教養教育科目を、2年次以降は主に他のキャンパスで専門教育科目を開講し、共同教育学部及び理工学府では、講義の遠隔配信を活用するなど、学生に移動の負担をかけないための配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属病院を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。荒牧キャンパス、昭和キャンパス及び桐生キャンパスの耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、各棟にバリアフリー設備を設置し、荒牧キャンパス及び桐生キャンパスについてはバリアフリーマップを作成し公開する等、配慮している。安全防犯面については、外灯の設置、防犯カメラの設置等、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、荒牧キャンパス、昭和キャンパス、桐生キャンパス内に設置しており、延面積 9,750 m²、閲覧座席数は 1,057 席である。原則として 9時 00 分から 21時 00 分まで開館している。令和 4年 5月 1日現在の蔵書数は、図書 606,094 冊、学術雑誌 15,620 種、電子ジャーナル 8,226 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、閲覧室、ラーニングコモンズ、チュートリアル室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談室、学生支援センター、健康支援総合センター等を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、教職員ハラスメントの防止等に関する規則等に基づき、ハラスメント相談員が相談窓

口となり、ハラスメント防止対策委員会と連携し調整、調停、調査する措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

150 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、体育館、プール、武道場等の課外活動施設を整備し、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際センターを設置し、留学生相談の実施、「留学生ガイドブック」を配付するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、社会的スキル指導、学生生活支援、保健管理・生活支援、進路・就職指導等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。
実施体制については、入学試験委員会、各学部・研究科の入学試験委員会を置いている。
学生受入センターが、入学試験方法改善のため、年度毎の入学者選抜方法研究報告書の作成等を行っている。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

【改善を要する点】

医学系研究科生命医科学専攻（修士課程）及び理工学府（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成30年度から令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・ 共同教育学部（令和2年度設置）：1.06倍
- ・ 情報学部（令和3年度設置）：1.04倍
- ・ 医学部：1.01倍
- ・ 理工学部：1.03倍

[修士課程]

- ・ 社会情報学研究科：0.76倍
- ・ 医学系研究科生命医科学専攻：0.49倍

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科：0.96 倍

[博士前期課程]

- ・保健学研究科：0.82 倍
- ・理工学府：1.12 倍

[博士後期課程]

- ・保健学研究科：1.02 倍
- ・理工学府：0.65 倍

[博士課程]

- ・医学系研究科医科学専攻：0.78 倍

医学系研究科生命医科学専攻（修士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。また、理工学府（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

医学系研究科生命医科学専攻（修士課程）では、入試説明会の開催、社会人学生向け昼夜開講制度の導入等を実施し、入学者数の適正化を図る取組を行っている。

理工学府（博士後期課程）では、説明会の開催、留学生入試等を実施し、入学者数の適正化を図る取組を行っている。

共同教育学部については令和2年度、情報学部については令和3年度に設置されている。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下の通りである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下の通りである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、自己評価書提出時点には、すべての学部・研究科において、②教育課程における教育・学習方法に関する方針が明示されていなかったが、令和 4 年 12 月までに明示している。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下の通りである。

すべての学部・研究科等において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、理工学府、医学系研究科、保健学研究科において、自己評価書提出時点では研究指導の計画を作成する手順が明文化されていなかったが、令和 4 年 11 月までに研究指導計画書に関する申合せにおいて定めてい

る。

専門職学位課程として教育学研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用している。

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下の通りである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科等において、各科目の授業期間が15週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科等の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用されている。なお、自己評価書提出時においては、一部の授業科目において、自己評価書提出時点にはシラバスの記載が十分でないものが見られたが、令和4年11月までにシラバスの記載状況を検証及び改善する体制が整備されている。

すべての学部・研究科等において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6-4-4のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、大学教育・学生支援機構では、教育上主要と認める授業科目を専任の教授・准教授が担当している割合が低い。

教職大学院を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けている。

すべての研究科において、大学院設置基準第14条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

教職大学院を設置しており、連携協力校を確保している。

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下の通りである。

すべての学部・研究科等において、次のとおり履修指導、支援を行っている。学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式6-5-3のとおり実施している。なお、大学教育・学生支援機構では、情報学部及び理工学部の学生のみを対象にして「就業力育成のための科目」を必修科目として開設している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、

別紙様式 6-5-4 のとおり整えている。

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下の通りである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科等において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、医学部保健学科においては成績評価結果に偏りがあるものの、組織的に確認している。なお、大学教育・学生支援機構においては、自己評価書提出時には、一部の授業科目のみの確認であったが、令和 4 年 10 月までにすべての授業科目について、組織的に確認している。

すべての学部・研究科等において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、共同教育学部においては、自己評価書提出時には、学生への成績に対する異議申立て制度の周知が一部不十分であったが、令和 4 年 11 月までに再度周知を行っている。また、情報学部において、自己評価書提出時点では、組織的に対応している制度となっていなかったが、令和 4 年 10 月までに組織的に対応した制度に改正している。

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6-7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下の通りである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6-8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下の通りである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6-8-1のとおり、就職及び進学の様況は、別紙様式6-8-2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。なお、医学系研究科（博士課程）及び保健学研究科（博士後期課程）においては、社会人学生が多いため、標準修業年限内の修了率が相当程度低くなっている。また、社会情報学研究科（修士課程）及び理工学府（博士後期課程）においては、標準修業年限内の修了率及び「標準修業年限×1.5」年内修了率が相当程度低くなっているが、経済的な理由で修学が継続できない状況を防ぐため、支援制度の案内等の対応を行っている。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。